

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年3月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年11月10日 08時00分ごろ
発生場所	福岡県糸島市烏帽子島北東方沖 烏帽子島灯台から真方位065° 2.2海里付近 （概位 北緯33° 42.3′ 東経130° 01.3′）
インシデントの概要	プレジャーボートかもめ丸は、漂流中、主機が運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年11月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート かもめ丸、1.1トン 290-48708福岡、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力35kW、連続最大回転数毎分 3,550、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場へ移動する目的で主機を始動しようとしたところ、主機が始動できず、運航不能となり、船長が118番通報で海上保安庁に救助を依頼し、巡視艇にえい航されて帰港した。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備業者が点検したところ、主機の始動スイッチの接触不良と分かり、同スイッチが新替された。</p> <p>本船は、平成8年10月に進水し、令和元年5月中旬ごろ中古で購入されており、購入以前の機関等の整備状況については不明であった。</p> <p>船長は、本インシデント発生の約1週間前、同様に主機を始動できないことがあり、その際主機の始動に不安を感じたものの、その後、主機が始動できたので、本船の使用を継続していた。</p>
分析	<p>本船は、漂流中、主機の始動スイッチが接触不良を起こしたことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。</p> <p>船長は、以前主機を始動できないことがあり、主機の始動に不安を感じていたものの、その後、主機が始動できたので、点検せずに主機を始動していたものと推定される。</p>

<b>原因</b>	本インシデントは、船長が、以前主機が始動できないことがあったものの、点検せずに主機を始動していたところ、本船が漂流中、主機の始動スイッチが接触不良を起こしたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主機を始動する際に異常を感じた際には、速やかに機関整備業者等による点検を行うこと。</li></ul>